

改正 2020年12月22日

(目的)

第1条 この規程は、「慶應義塾大学病院規程」(平成27年9月29日制定)第5条第8項に基づき、慶應義塾大学病院長(以下、「病院長」という。)の選考方法を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 ① 病院長は、日本国内において現に有効な医師免許を有し、保険医の登録を受けている者であって、以下の基準を満たす者とする。なお、その候補者(以下、「候補者」という。)となる時点において、慶應義塾との雇用関係の有無は問わない。

- 1 医療の安全の確保のために必要な資質および能力として、医療安全管理業務の経験を有し、患者安全を第一に考える姿勢および指導力を有する者
 - 2 当院を管理運営する上で必要な資質および能力を有し、当院内外での組織管理経験を有する者
 - 3 高度の医療を提供すること、高度の医療技術の開発および評価を行うこと、高度の医療に関する研修を行わせることなど、特定機能病院に求められる役割を十分理解し、その発展にリーダーシップを発揮できる者
 - 4 関係法令等を十分理解し、法令を遵守した病院運営を担える者
 - 5 安心・安全な医療の提供と、安定的な収益確保とのバランスを考えた健全で全体最適な病院運営を担える者
 - 6 次代の病院執行部の育成を担える者
 - 7 病院の社会的使命を十分理解し、その発展に努めることができる者
 - 8 病院開設者である理事長や常任理事会、行政その他関係機関との間で信頼関係を構築し、適切な連携を図れる者
 - 9 慶應義塾の専任教職員として、病院の管理者としての業務に専念できる者
- ② 病院長は、原則として、任期の満了予定日において定年規程(昭和43年3月21日制定)第3条に規定する定年年齢に達しない者とする。

(選考委員会)

第3条 ① 塾長は、病院長の適任者(以下、「適任者」という。)を選考するため、慶應義塾大学病院長適任者選考委員会(以下、「委員会」という。)をおく。

- ② 委員会の委員は5名以上15名以内とする。
- ③ 委員は以下の者により構成する。
 - 1 常任理事(大学病院担当)
 - 2 大学病院事務局長
 - 3 大学病院看護部長
 - 4 医学部長
 - 5 その他、常任理事(大学病院担当)が推薦した者
- ④ 委員には以下の条件を全て満たす者を複数名含まなければならない。
 - 1 委員の任期開始日から起算して過去10年以内に慶應義塾と雇用関係にないこと。
 - 2 委員の任期開始日から起算して過去3年以内に慶應義塾から年間50万円を超える寄付金又は契約金等を受領していないこと。
 - 3 委員の任期開始日から起算して過去3年以内に慶應義塾に対して年間50万円を超える寄付を行っていないこと。
- ⑤ 委員は常任理事会の協議により、塾長が任命する。
- ⑥ 委員会の委員長は、第3項第1号に掲げる者とする。
- ⑦ 委員の任期は原則として任期開始日から、第4条の選考手続きを経て就任する病院長の任期開始日の前日までとする。

- ⑧ 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第4項に該当する委員のうち2名以上を出席者に含まなければならない。

(選考)

第4条 ① 委員長は、適任者を選考するために委員会を招集する。

② 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。

③ 候補者は、第4項に定める推薦人1名からの推薦を受け、所定の書類を提出しなければならない。なお、必要な様式は別に定める。

④ 候補者の推薦人は、以下の者とする。

- 1 塾長
- 2 常任理事
- 3 塾監局長
- 4 委員会の委員

⑤ 推薦人は候補者を2名まで推薦できる。なお、推薦人が自ら候補者となる場合、推薦人は本人以外の者とする。

⑥ 委員会の委員が候補者となった場合、その委員は選考委員から除外する。

⑦ 委員会は、推薦された候補者が病院長として適任かを審議し、その結果を付して適任者を塾長に推薦する。なお、審議に際しては医療法ほか各種法令の定めにより病院長に求められる事項についても留意すること。

⑧ 委員会は、審議に際してあらかじめ病院職員から参考意見を聴取するものとする。

⑨ 委員長は、必要に応じ候補者を委員会に出席させ、委員から候補者に対してヒアリングをすることができる。

⑩ 委員長は、必要に応じ委員以外の者若干名を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

⑪ 塾長は、委員会による審議の結果を踏まえ、推薦された適任者の中から病院長を任命するものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、大学病院経営企画室におく。

(公表)

第6条 塾長は、病院長の選考に際し以下に掲げる事項を公表しなければならない。

- 1 第2条に定める病院長に求める基準
- 2 第3条に定める委員会の委員名簿、委員の選定理由および委員の経歴
- 3 病院長の選考結果および選考過程ならびに選考理由

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て塾長が決定する。

附 則

① この規程は、2018年10月1日から施行する。

② この規程の施行に伴い、慶應義塾大学病院長選任内規（平成15年5月13日制定）は2018年9月30日付で廃止する。

附 則（2020年12月22日）

この規程は、2021年1月1日から施行する。